

令和6（2024）年度 経営所得安定対策の手引き

はじめに ～経営所得安定対策に取り組むには？～

令和6（2024）年度 各種「直接支払交付金」に

申し込む

昨年度に交付された
口座で申し込む

- 水稻生産実施計画書(4枚複写)
- 交付申請書
を提出

今年度に新たに申し込む
または名義（口座）を変更する

- 水稻生産実施計画書(4枚複写)
- 交付申請書
- 口座届出書及び通帳のコピー
を提出

申し込まない

- 水稻生産実施計画書
(4枚複写)を提出

申請される取組みに応じて、**更に書類を提出する必要がある場合があります。**種類に応じて、以下の項目にお進みください

《全ての販売農家の方》

●水田活用の直接支払交付金（飼料作物、野菜、果樹、花きなどの作付け）

- 戦略作物（6ページ）やそば・なたねを作付けし、播種前契約、販売等をされる方
- 対象作物（7～9ページ）を作付けし、販売される方

その他要件がございますので、詳しくは3～9ページへ

《担い手（認定農業者、農事組合法人など）の方》

●畑作物の直接支払交付金（麦・大豆・そば・なたね※種子用、黒大豆、ビール麦は対象外）

- 対象農作物を作付けする担い手の方で、播種前契約、販売をし、農作物検査を受ける方

●収入減少影響緩和対策

- 担い手の方に対し、収入減少による農業経営への影響を緩和することなど

その他要件がございますので、詳しくは、市役所農林水産課までお問い合わせください。

東広島市地域農業再生協議会

現在、日本の農業は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、食料自給率の低下など多くの課題を抱えています。

これらの課題を解決するため、国は、恒常的に販売価格が生産費を下回っている作物を対象にその差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作物転換を促すこととされています。

平成25年度から名称変更された本制度では、食糧自給率の向上を目的に戦略作物や産地作物の生産を支援する「**水田活用の直接支払交付金**」、麦・大豆・そば・なたねなどの収量と品質の向上、営農継続を支援する「**畑作物の直接支払交付金**」を導入しています。（米政策の見直しにより、米の直接支払交付金については平成30年産から廃止）

H19～21年度
○水田農業構造改革対策
○新需給調整システム開始

H22～24年度
○農業者戸別所得補償制度
（モデル実施を含む）

H25年度～
○経営所得安定対策
実施中

H30年度～
生産数量目標配分の停止
米の直接支払交付金の廃止

平成30年産から、米政策の見直しにより生産数量目標の配分はなくなり、米の直接支払交付金（7,500円/10a）も廃止となりました。

しかしながら、需要に応じた米の生産・販売の重要性は変わらず、各農業者が主体的な判断に基づき営農計画を立てる必要があります。

東広島市地域農業再生協議会（以下「市協議会」という。）では、農業者が主体的な取組を円滑に進められるよう、これまで以上に国や県と連携を取り、需要情報の提供や支援を行っていきます。

市域での米の生産の目安及び面積換算値

広島県農業再生協議会では、令和5年産米の作付面積や県内の作付面積に対する東広島市の面積割合などを配分要素として、令和6年産米の市町別の需要量に関する情報を算定しています。

令和5年12月25日に令和6年産米の市町別の需要量に関する情報と基準単収が通知されました。

令和5年産米と令和6年産米の需要量の比較

区 分	令和5年産米	令和6年産米	増減
全 国 (t)	6,690,000	6,690,000	0
広 島 県 (t)	111,800	111,800	0

東広島市の令和5年産米と令和6年産米の生産の目安及び面積換算値等

	令和5年産米	令和6年産米	増減
基準単収【kg/10a】	540	539	▲1
生産数量目標【t】	16,643	16,762	119
面積換算値【ha】	3,082	3,104	22

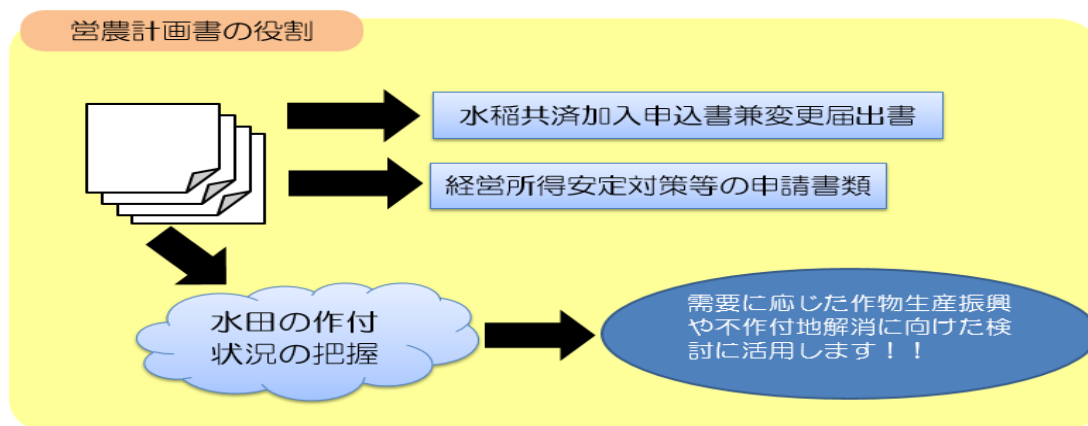
※令和2年産からは、米の生産の目安について個別の通知を廃止し、市ホームページを通じてお知らせしています。

3

水稻生産実施計画書について

3月から4月にかけて『令和6年度（産）水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書（兼確認野帳）並びに水稻共済加入申込書兼変更届出書（以下「**水稻生産実施計画書**」といいます。）』を配布・回収します。「水稻生産実施計画書」の提出をお願いいたします。

別紙の記入例を参考に「水稻生産実施計画書」を加筆・修正してください。



※「水稻生産実施計画書」は、協議会から各農家へ直接郵送しますので、同封の返信用封筒により返送してください。また、営農計画担当職員を配置している農区については、当該担当職員の方が配布・回収を行います。

なお、令和7年度以降は、営農計画担当職員による水稻生産実施計画書の配布・回収を廃止し、全件個別郵送による配布・返信を予定しています。

主食用米を作付けしない水田を活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米や、地域協議会のビジョンに基づく地域振興作物などを生産する販売農家に対し、**交付金を面積払で国から直接交付**することにより、水田の収益力を強化し、食糧自給率・自給力の向上を図ります。

水田活用の直接支払交付金の対象および交付単価は6～9ページの「**水田活用の直接支払交付金助成単価表**」のとおりです。

交付対象者（次の全ての要件を満たす必要があります。）

- ① 『令和6年度（産）**水稻生産実施計画書（4枚複写）**』を提出すること。
- ② **販売目的で交付対象作物を生産する「販売農家」、「集落営農」**であること。
- ③ 『経営所得安定対策交付金**交付申請書**』を提出すること。
（令和6年度に新規に取組まれる方、又は振込口座を変更される方は、『経営所得安定対策交付金**振込口座届出書**』及び「通帳のコピー」を併せて提出すること。）
- ④ 『令和6年度「水田活用の直接支払交付金」等に係る作付面積確認【**現地確認**】**依頼書**』を提出すること。
- ⑤ 現地確認結果が「○」となったうえで、取組実績（出荷販売伝票）の報告を行うこと（**実績報告**の様式は、該当者に10月以降に送付します）。

重要：「③交付申請書」を提出されても、「④【**現地確認**】**依頼書**」を提出されなければ、現地確認が出来ませんので交付対象外となります。交付金を申請される方は、必ず「④【**現地確認**】**依頼書**」も併せて提出してください。

(様式3) 令和6年度「水田活用の直接支払交付金」等に係る作付面積確認【現地確認】依頼書

東広島市地域農業再生協議会長 様

令和6年度の『水田活用の直接支払交付金』を受けるため、交付対象作物の作付面積の確認を依頼します。

※本欄内をご記入ください。

令和6年 4月13日

農区コード及び農業者番号 51000001224 122 0001

農区名 西条 1

氏名 東広島市 市南

住所 東広島市西条支庁6番29号

電話番号 000-000-0000

注

①出荷・販売する「麦・大豆・そば・なたね」「飼料作物」「新規需要米」「野菜」「果樹」など水田活用の直接支払交付金対象作物は、右下の欄に記入し、現地確認依頼をしてください。
提出がないと、現地確認を行いませんので、交付対象となりません。

②転作部分の交付金を申請される方は、『交付申請書』と『密農計画書』の「水田活用/畑作物の直接支払交付金」について「申請しない」旨を記載してください。

③主食用水稲や出荷販売をしない「自家用野豆」等については、確認依頼を記入する必要はありません。自家用野豆等の場合は、「密農計画書（4枚複写）」に「自家用」、あるいは「出荷販売なし」などと記載してください。

④記載欄が多いと対象作物が付けられないか確認できない場合がありますので、漏れなく確認をお願いします。

契約などが必要な作物について

「麦・大豆・そば・なたね」は『播種前契約/出荷・販売契約書（販売等の場合は、販売計画書）』が必要です。手引書の裏面を利用されるか、JA等の実需者と相談し、契約書を作成し、写しを提出してください。

※「畑作物の直接支払交付金（収量・品質に応じた加算など）」を受けるには、半年単位などで定めた出荷予定数量を契約書/販売計画書に記載し、別途「畑作物の交付金の申請」をする必要があります。

「飼料作物（刈り分け などの牧草、水田放牧など）」は『飼料供給協定書（自給飼料の場合は、自家利用計画書）』が必要です。手引書の裏面から作成し、写しを提出してください。

「新規需要米（米粉用米・飼料用米など）」は「実需者との契約」、「公正流通に関する契約」、「新規需要米取組計画書」などの作成が必要です。様式などは、手引書に掲載しておりません。申請される場合は、農林水産課にご相談ください。

新給付番号	当地産額	本地産額 (㎡)	作付面積 (㎡)	作物名 / 二毛作作物名	収穫予定時期	出荷予定先
0005-001	9/9/91235	500	500	小麦 / 大豆(輪)	6月 / 10月	自家加工販売/JAグループセンター
0006-002	9/9/91235	700	700	雑穀(雑穀米) / 飼料用米(WC)	9月	経営農家 東広島 支那
0007-001	9/9/91237	800	800	アム/付添太	7月	ネット-0000

※詳しくは、東広島市産業農村水産課までご相談ください。☎082-420-0939 ※記載欄が足りない場合は、裏面に記入してください

戦略作物に対する助成について …（国で一律の交付単価）

戦略作物とは、**麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS 用稲及び加工用米**です。交付単価は、**全国一律**で決められています。

※ 戦略作物の助成は、売り先を確保したうえで取り組む『**契約栽培**』が条件となっています。

「播種前契約」や「出荷販売契約（もしくは、自家加工販売計画）」、「利用供給協定（もしくは、自家利用計画）」といった書類の雛形を、市ホームページ及び各関係機関に備えておりますので参考にさせていただき、**契約締結後、写しを提出**してください。

※ 麦・大豆・そば・なたねの畑作物の交付金に取り組まれる場合も、**出荷数量を記載した契約栽培が要件**となるため、契約書類については、相手方や関係機関と協議を行ったうえで、作成するようにしてください。

その他作物に対する助成について（産地交付金） …（県内で単価調整あり）

地域の実情に即して、広島県農業再生協議会（以下「**県協議会**」という。）が国と協議の上、対象作物及び交付単価を設定します。

産地交付金の地域設定枠 …（市内で単価調整あり）

水田活用の直接支払交付金は、全国一律、県内一律の交付単価となっていますが、これまで各地域で振興してきた作物の生産体制を維持するため、県協議会は、『**産地交付金の地域設定枠**』を設けており、市協議会に予算の範囲内で交付があります。

これに伴い、市協議会が独自の加算措置を行っています。詳細については、9ページのとおりです。

※ 主に、**野菜の加算**や**担い手等が取り組む1 ha 以上の戦略作物（麦・大豆・飼料作物）に対する加算**といった内容になっています。

交付対象作物・要件等について

- ① 6ページ以降の対象作物、交付要件については、今後の国や県との協議により内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- ② 産地交付金単価設定については、県内（市内）の所要額が、国（県）から交付された予算を上回る（下回る）場合は、それぞれの交付単価を減額（増額）調整します。

取り組みにあたっての注意事項

※水田活用の直接支払交付金を受けるには、『令和6年度の「水田活用の直接支払交付金」等に係る作付面積確認【現地確認】依頼書』の提出が必要です。

(提出がないと現地確認を行いませんので、交付対象となりません。)

出荷販売しない「自家用野菜」などについては、交付金対象でないため、確認依頼書を提出しないでください。

※市協議会が現地確認を行いません。現地確認時期は、作物ごとに5月・7月・9月を基本に行いますが、**現地確認依頼書に収穫時期を記入**いただければ、それを参考に確認させていただきます。

※戦略作物や野菜など（**出荷・販売が要件となる作物**）については、**実績報告書及び出荷したことが証明できる書類（作物名、出荷日、出荷先、出荷数量、金額が分かるもの）**の提出が必要です。（**販売代金精算書など**）

※提出期限までに伝票等の提出が間に合わない場合は、誓約書を提出いただくことで交付対象とすることができます。ただし、次年度の6月30日までに伝票等の提出ができない場合は交付金を返還することとなります。

※果樹については、販売の有無にかかわらず、5年間は交付金対象となりますが、**植栽後に5年間が経過**すると、水田活用の直接支払交付金等が交付されない水田（助成対象外水田）となります。

※飼料作物についても、**出荷・販売**してください。
畜産農家との**利用供給協定書**を作成してください。
無償での受渡しは、出荷・販売でないため、交付対象外です。
(自給飼料は対象となりますが、自家利用計画書の提出が必要です。)



※実績報告書は現地確認終了後に該当者に送付します。

※**加工用米等**については、JAとの出荷契約を事前に締結する必要があります。**なお、出荷できない場合は違約金を払う必要があります。**

※**たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。また、国からは、令和9年度より過去5年間に一度も水稻の作付もしくは1か月以上の水張が行われていない農地は、交付対象外農地とする方針が示されています。**

水張を行う場合は、協議会による確認を行いますので、事前にご相談ください。

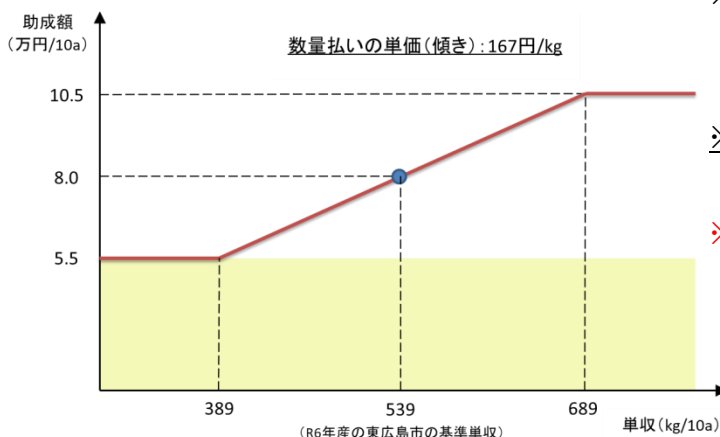
※令和5年度より、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行う**畑地化支援・定着促進支援制度**ができました。詳しい条件等はお問い合わせください。

水田活用の直接支払交付金助成単価表

区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
戦略作物 に対する 助成 【国が 設定】	麦	■出荷・販売すること。 ■実需者との播種前契約又は出荷・販売契約を結ぶこと。	35,000 円 (永年性牧草で収穫のみを行う年は 10,000 円)
	大豆		
	飼料作物 (水田放牧を含む。)	■出荷・販売すること。 ■耕種農家の場合は、畜産農家と利用供給協定を結ぶこと。 畜産農家の場合は、自家利用計画書を作成すること。 ■水田放牧の場合は、飼料作物を作付すること。 ■永年性牧草で播種を行う年については、播種記録(種子購入伝票等)を提出すること。	
	WCS用稲 SGS		80,000 円
	米粉用米 飼料用米	■新規需要米取組計画を提出すること。 ■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。	【数量払】 地域の平均単収の場合： 80,000 円程度 1kg 毎に 約 167 円増減 105,000 円 ~55,000 円 (飼料用米の一般品種は一部異なります。)
	加工用米	■新規需要米取組計画を提出すること。 ■JA等との出荷契約に基づき出荷すること。	20,000 円

米粉用米、飼料用米への助成について

米粉用米、飼料用米については、単収向上の取り組みに支援するために、生産数量に応じて交付金を支払う「数量払」となります。



※数量払による助成については、JA等の農産物検査機関による数量の確認を受けていることが条件となります。

※収穫数量が極端に少ない場合、減収となった理由書の提出が必要となります。

※標準単収以上の収量が確実だった場合は、自然災害の場合でも、標準単価の助成をうけることができる特例措置があります。

区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
産地 交付金 【広島県 農業再生 協議会が 設定】	広島県再生協指定品目	■次ページ下表の作物を出荷・販売すること。	6,000 円程度
	そば・なたね	■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。 ■契約書の写しを <u>6月30日までに</u> 提出すること。	20,000 円以内
	TMR センターを 介した堆肥投入取組	■WCS 用稲 TMR センターへ供給する WCS 用稲を栽培したほ場へ TMR センターが指定するたい肥センター又は畜産農家の堆肥の投入取組	4,000 円程度
	農地中間管理 事業促進 ※1 (令和6年度で終了予定)	■R5.9.1~R6.8.31 までに農地中間管理機構から新規で水田の転貸を受け、対象作物（戦略作物又は広島県再生協指定品目）を作付けし、出荷・販売すること。 ※加工用米は指定品種（中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感）又は実需者が指定した品種（自家利用は除く）を作付けすること。	9,000 円程度
	新市場開拓への取組 ※1	■国内外の新市場の開拓を図る米穀の作付（国内用主食用米、飼料用米、加工用米等を除く）	20,000 円以内
	新市場開拓用米の 複数年契約の取組 ※1	■複数年（3年以上）契約の取組であること。 ■各年産米の契約数量は維持又は増加すること。 ■ コメ新市場開拓等促進事業に採択されること。	10,000 円以内 (契約開始年のみ)
	地力増進作物の 取組支援 ※1	■当該年度に播種及びすき込みを行うこと。 ■前作が水稻、麦、大豆、園芸品目であること。 ※対象地力増進作物／トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー（基幹作のみ）	10,000 円以内



区分	対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)	
産地 交付金 【広島県 農業再生 協議会が 設定】	担 い 手 加 算 ※2	広島県再生協 指定品目	■下表の作物を出荷・販売すること。	8,000 円程度
		施設園芸取組 ※1 (令和6年度で終了 予定)	広島県再生協指定品目の作付けを目的とした園 芸施設を導入すること(中古ハウス等) ※過年度取組者に限る。	17,000 円程度
		飼料作物	■対象作物を出荷・販売すること	5,000 円程度
		米粉用米	■対象作物を出荷・販売すること	3,000 円程度
		加工用米	■指定品種(中生新千本、アキヒカリ、あきさ かり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感) 又は実需者が指定した品種(自家利用は除く) を作付けすること。	14,000 円程度
		麦・大豆 ※1	■広島県水稻・麦・大豆栽培基準に基づいて 「土壌改良技術」、「病害虫防除・除草」、「営 農排水」の3つの技術メニューから2つ以上 のメニューを実施	8,000 円程度
		WCS 用稲 ※1	■次のいずれかの要件を満たすもの。 ①1 ha 以上作付けすること。 ②指定品種を作付すること。 (たちすずか、たちあやか、つきすずか、 つきことか)	4,000 円程度
飼料用米 SGS ※1	■単収が地域の標準単収以上又は、標準単収の 8割以上の取組であること。	標準単収以上 13,000 円程度 標準単収8割以上 10,000 円程度		

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

①広島県農業再生協議会の指定品目

区分	作物名					
野菜	キャベツ	アスパラガス	ホウレンソウ	トマト	ねぎ	わけぎ
	こまつな	ちんげんさい	しゅんぎく	みずな	えだまめ	きゅうり
	なす	たまねぎ				
花き	菊					
果樹	ぶどう	いちじく	レモン			

※果樹で植栽後に5年経過したものについては、交付対象外になることとされています。

区分	対象作物等		要件	交付単価 (円/10a)	
産地 交付金 【市協議 会 が設定】	地域重点品目	①	カボチャ ばれいしょ ピーマン レンコン	■出荷・販売すること。	21,000 円 程度
		②	アスパラガス キャベツ たまねぎ なす ねぎ		15,000 円 程度
	地域振興品目	エゴマ きゅうり コマツナ 大根 トマト にんじん 白菜 ホウレンソウ トルコギキョウ	9,000 円 程度		
		地産地消野菜	東広島市内へ出荷・販売すること。	5,000 円 程度	
		二毛作助成 ※1	■対象作物（戦略作物、そば、なたね）により二毛作の取り組みを行うこと。	11,000 円 程度	
		耕畜連携助成 ※1	■次の取組のうちいずれかを実施すること。 ①わら利用 ②水田放牧 ③資源循環	10,000 円 程度	
	担い手 加算 ※2		麦 大豆 飼料作物 (水田放牧含む)	■作付規模 1作物あたり1ha以上作付けすること。 ■排水対策を実施すること。	3,000 円 程度
			国の 戦略作物以外	■出荷・販売すること。 ※戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米）を除く	5,000 円 程度

※ 1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※ 2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 6 年産

継続 新規

初めて交付申請する方、または前年度未加入の方は「新規」に○を付けてください。

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

4月1日から7月1日の間の日付を記入してください。

フリガナ	ウリン 知
氏名又は法人・組織名	農林 太郎
フリガナ	集落営農・法人の代表者記入欄です。
代表者氏名(法人・組織のみ)	
住所	(〒 123 - 4567) 〇〇市 1-2-3 〇〇町3-2-1

申請年月日	令和 6 年 月 日
生年月日	昭和 35 年 1 月 1 日
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人
認定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) <input type="checkbox"/> 認定なし
電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 0 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0
法人番号	

集落営農・法人の場合は、代表者の生年月日を記入してください。

・認定状況欄で「認定農業者、認定新規就農者、集落営農(ゲタ・ナラシ対象)」のいずれかに該当する方は、畑作物(ゲタ)、収入減少影響緩和(ナラシ)及び水田活用直接支払交付金に係る事業の申請ができます。それぞれ「する」又は「しない」に○を付けてください。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

② 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
令和6年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する	<input checked="" type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	有		無	
事業名	水田活用の直接支払交付金		コメ新市場開拓等促進事業の申請	
令和6年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する	<input checked="" type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	有		無	
事業名	畑作物産地形成促進事業の申請		畑地化促進事業の申請	
令和6年産の申請	<input type="radio"/> する	<input checked="" type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	無		無	

・「認定なし」に該当する方は、水田活用直接支払交付金に係る事業のみ申請できます。

ゲタの申請を「する」に○された方のうち、面積払いを希望しない方は「しない」に○を付けてください。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)

<input checked="" type="checkbox"/>	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。
-------------------------------------	--

該当の交付金に申請される方は、チェック欄に✓してください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
<input checked="" type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更あり	<input checked="" type="radio"/> 同意する

「個人情報の取扱い」をお読みの上「同意する」に○を付けてください。

いずれかに○を付けて下さい。
「変更なし」：振込口座に変更がない場合。
「新規」：初めて加入する、または前年度未加入の場合。
「変更あり」：前年度の振込口座を変更したい場合。
※「新規」または「変更あり」に○をされた方は、振込口座届出書(様式第3号)及び当該口座の通帳表紙裏ページ(口座番号及びフリガナ名義が記載)の写しの提出が必要です。



口座が変わる方、
新規に申し込みを
する方が提出して
ください

振込口座届出書の 記入例

交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

令和6年 4 月 1 日

中国四国農政局長 殿

住所 **広島県東広島市西条栄町8番29号**

氏名 **農林 太郎**

申請の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新規加入	<input type="checkbox"/> 振込口座変更	<input type="checkbox"/> 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
-------	--	---------------------------------	--

金融機関(ゆうちょ銀行以外)		金融機関名							
金融機関コード(数字4ケタ)		JAひろしま 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
7 9 9 4									
支店コード(数字3ケタ)		支店名							
3 8 4		西条支店							
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)		口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)							
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知		1 2 3 4 5 6 7							
交付金の振込口座	フリガナ		口座名義人						
	漢字		ノウリン タロウ 農林 太郎						
ゆうちょ銀行		番号(右づめで記入)							
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		1							

① 耕作者氏名と同じ名義の口座を指定してください。
別の名義にするには、委任状が必要になります。

② 通帳の表紙裏(名義カナと口座番号の分かる)ページの写しを添付してください。

申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金おける、一切の責任は自己で負うものとします。

別途口座を 使用する理由	氏名

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の口をチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

現地確認依頼書の記入例



転作部分の交付金を申請される場合のみ提出してください。

①提出日
現地確認可能な日より前に、遅くとも**6月まで**に提出ください。

(様式3)

令和 6 年度「水田活用の直接支払交付金」等に係る**作付面積確認【現地確認】**

東広島市地域農業再生協議会長 様

令和 6 年度の『水田活用の直接支払交付金』を受けるため、交付対象作物の作付面積の確認を依頼します。

注意

- ①出荷・販売する「麦・大豆・そば・なたね」・「飼料作物」・「新規需要米」・「野菜」・「果樹」など水田活用の直接支払交付金対象作物は、右下の欄に記入し、現地確認依頼をしてください。
提出がないと、現地確認を行いませんので、交付対象となりません。
- ②転作部分の交付金を辞退される方は、『交付申請書』と『営農計画書』の「水田活用/畑作物の直接支払交付金」に「**申請しない**」旨を記載してください。

② 注意事項をよくご確認ください。

「**申請しない**」旨を記入する必要はありません。あるいは「**出荷販売なし**」などと記入してください。記入が不明な場合は、適切な管理をお願いします。

※本枠内に記入ください。

令和 6 年 4 月 13 日

農区コード及び農業者番号 **123 123 0001**
※営農計画書(4枚複写)の左上の欄です
コードB 3桁、コードC 3桁、農業者番号 4桁

農 区 名 **西条 1**

氏 名 **東広島 市朗**

住 所 **東広島市西条栄町8番29号**

電話番号 **000-000-0000**

契約などが必要な作物について

「**麦・大豆・そば・なたね**」は『播種前契約/出荷・販売契約書(直売の場合は、販売計画書)』が必要です。
手引きの雛形を利用されるか、JA等の実需者と相談し、契約書を作成し、写しを提出してください。
※「畑作物の直接支払交付金(収量・品質に応じた加算など)」を受けるには、**平年単収**などで定めた出荷予定数量を契約書/販売計画書に記載し、別途『畑作物の交付金の申請』をする必要があります。

「**飼料作物(例アライグマなどの牧草、水田放牧など)**」は『利用供給協定書(自給飼料の場合は、自家利用計画書)』

耕地番号	地名地番	本地面積 (㎡)	作付面積 (㎡)	作物名 / 二毛作物名	収穫予定時期	出荷予定先
0005-001	サシヨウ1235	500	500	④ 小麦 / そば(秋)	6月 / 10月	自家加工販売/JAグリーンセンター
0006-002	サシヨウ1236	700	700	⑤ 販売群粗飼料用稲(WCS)	9月	畜産農家 東広島 太郎
0007-001	サシヨウ1237	800	800	⑥ アスパラガス	7月	スーパー〇〇〇〇

③ 戦略作物等の場合
契約栽培が要件となっております。
契約書類の写しの添付が必要です。
詳しくは、市役所農林水産課にご相談ください。
Tel082-420-0939

欄が足りない場合は、裏面に記入してください

④ 二毛作助成
表作と裏作の両方の「作物名」「収穫時期」「出荷先」を記入してください。

⑤ 新規需要米(米粉用米・飼料用米・WCS・新市場開拓用米)も現地確認を行いますので確認依頼書の記入が必要です。

⑥ **自家用野菜や主食用水稻は記入しないでください。**
一年に複数の野菜の品目を作付される場合、どれか一つだけ記入してください。
同時に複数の野菜の品目を作付される場合は、「**その他野菜**」となります。

※令和3年度より押印は不要となりました。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、正当な理由なく、**出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**
- (4) **必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合**や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**
- (5) 地方農政局等による「**経営所得安定対策等立入調査**」に応じない場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った場合**

農業についてのお問い合わせ

詳しいことについては、次の関係機関へお問い合わせください。

《各機関連絡先》

機関名		電話番号
東 広 島 市 役 所	産業部 農林水産課	082-420-0939
	黒瀬支所 産業建設課	0823-82-0214
	福富支所 地域振興課	082-435-2211
	豊栄支所 地域振興課	082-432-2563
	河内支所 産業建設課	082-437-2901
	安芸津支所 産業建設課	0846-45-1623
東広島市農業委員会		082-420-0972
中国四国農政局 広島県拠点		082-228-9483
NOSAI広島 東広島支所		082-434-4337

機関名		電話番号
J A ひ ろ し ま	営農経済部 営農販売課	082-423-5913
	営農経済部 営農支援センター	082-423-5913
	西条アグリセンター	082-425-1314
	八本松アグリセンター	082-429-0806
	高屋アグリセンター	082-491-0066
	志和アグリセンター	082-433-2025
	黒瀬アグリセンター	0823-82-2093
	福富アグリセンター	082-435-2221
	豊栄アグリセンター	082-432-2558
	河内アグリセンター	082-438-0700
	芸南地域営農経済セン ター-営農経済課	0846-45-3360

《経営所得安定対策に関するホームページ》

農林水産省: http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html

東広島市: <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sangyo/norinsuisangyo/2/6735.html>

※ 組織機構改革により、お問い合わせ先等が変更される場合があります。
不明な点がございましたら、市役所農林水産課までご連絡ください。